

業務指示書

パラグアイ国農業保険政策・市場分析調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月30日までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

(○)認めます。

()認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業保険政策及び農業保険市場に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業保険市場）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業保険市場に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業セクター分析】

- 1) 類似業務の経験：農業セクター分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2015年12月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PYG1 = 0.021 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プрезентーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農業保険市場

農業セクター分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.60 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月22日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
パラグアイ国農業保険政策・市場分析調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（木案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括ノ農業保険市場	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業セクター分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

パラグアイ経済は、農業部門（本業務において、「農業」には畜産業も含む。）がGDPの約3割を占めており、これまでにも旱魃等の気象条件が経済成長に大きな影響を及ぼしている。パラグアイ政府は基本的に灌漑施設整備による農業生産の安定化を目指しているが、同国の可耕地は極めて広大であり灌漑が整備されるのはその一部にすぎない。

このような状況において、旱魃等の天候異常による農業被害の一部を補償する農業保険は、天候による経済成長への影響の軽減に有効な金融商品と考えられるが、現在、パラグアイにおいて、農業保険は民間企業が従来型の農業保険（実損に対する損害填補を行う保険）を限定的に販売しているのみで、農家（特に小規模農家）が農業保険を導入・活用するに至っていない。一方で、農業保険の新たな仕組みとして、農業インデックス保険（収量インデックス保険および天候インデックス保険）が注目されている。農業インデックス保険は、降水量等の指標を活用することから金融商品としての仕組みが比較的簡素であるため、大規模・中規模農家のみならず、小規模農家もアクセスしやすいと考えられる。

農業インデックス保険制度の普及は、農家の生計安定および、農業に大きく依存するパラグアイ経済への天候の影響緩和に資するものと期待でき、パラグアイ政府も1997から1998年に発生した大規模なエル・ニーニョを契機にパラグアイ大蔵省が農牧省とともに検討を行った経緯がある。また、パラグアイの民間保険会社は、米州開発銀行（Inter-American Development Bank。以下、「IDB」という）グループの多数国間投資基金¹（Multilateral Investment Fund。以下、「MIF」という）の技術支援により、農業インデックス保険のパイロット事業を2016年から行う予定であり、パラグアイの官民がその普及への取り組みを進めてきているものの、未だ同国において農業インデックス保険が本格的に実施されるに至っていない。したがって、パラグアイ政府の政策や同国保険市場において、小規模農家への農業インデックス保険の普及を図るにはその阻害要因を明らかにする必要がある。

2. 業務の目的

本業務は、パラグアイにおける小規模農家への農業インデックス保険普及の阻害要因を明らかにし、その解消に向けた方策を検討し、とりまとめる。なお、その活用に向けて政府による公的支援も必要と考え得ることから、本業務では、公的支援の必要性および当該公的支援に対するJICAの有償資金協力による協力可能性についても調査を行う。

3. 対象地域

パラグアイ／アスンシオン市

¹ 1993年にIDBグループ内に設立された、民間投資を促進するため技術支援や零細・中小企業育成等を行う機関。

4. 相手国関係者

(1) 大蔵省

(Ministerio de Hacienda。以下「MH」という)

先方責任者：経済調査課 (Dirección de Estudio Económico)

(2) 農牧省

(Ministerio de Agricultura y Ganadería。以下「MAG」という)

計画局 (Dirección General de Planificación)

(3) 中央銀行保険監督局

(Superintendencia de Seguros – Banco Central del Paraguay)

(4) 農業金融公庫

(Crédito Agrícola de Habitación)

(5) 民間航空局

(Dirección Nacional de Aeronáutica Civil)

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

農業国であるパラグアイにおいて、農業インデックス保険は比較的新しい保険商品であるが、途上国の中では導入が進んでいる国（インド、ケニア、タイ等）もある。本業務では、これら他国の好事例を精緻に分析し、パラグアイにおける農業インデックス保険普及の阻害要因の究明の参考としつつ、パラグアイの現状調査を行い、その解消に向けた方策を検討する。さらに、農業インデックス保険の普及に向けてパラグアイ政府が取るべき公的支援を明らかにし、その上で、有償資金協力による JICA の協力可能性についても分析・検討・提言する。

(2) 留意事項

- 1) 「6. 業務内容」の（1）の確認にあたっては、既存の調査や文献等を十分調査・整理し、JICA と十分に協議した上で調査内容及び工程を作成すること。
- 2) 「6. 業務内容」の（1）における世界各国（特にインド、ケニア、タイ等の開発途上国）の農業インデックス保険の好事例の確認にあたっては、国内において十分な情報が得られない場合、必要に応じて、第一次現地調査の前後のいずれかに 1~2ヶ国での調査を含めることも可能。その場合の訪問国・訪問先については事前に JICA の了解を得ること。なお、当該調査はパラグアイにおける第一次現地調査の復路（または往路）に実施する予定であるため、航空賃については世界一周航空券を想定している。
- 3) すでにパラグアイにおいては、MIF の技術支援による農業インデックス保険のパイロット事業が計画されていることから、当該事例について情報収集を行い、詳細な分析を行うこと。
- 4) 途上国においては、気象等の農業関連データが十分に整備されていないことが多いが、衛星情報の活用等の代替的な方法による農業インデックス保険の構築について詳細に検討を行うこと。
- 5) JICA は 2015 年 10 月に本業務の実施についてパラグアイ政府と覚書を締結しており本業務は当該覚書に基づいて実施される。したがって、調査内容については MH の了解を得て、「7. 成果品等」に記載のとおり、インセプショ

ン・レポート（IC/R）およびドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）に対しては MH からのコメントを取得し、DF/R へのコメントについては、ファイナル・レポート（F/R）に反映させること。

- 6) 本業務では、第二次現地調査時に、ホテル等の会場を借り上げて 1 日程度で成果報告セミナーを開催する。成果報告セミナーの企画においては、本業務の結果がパラグアイ政府の公共政策に適切に反映されるような発表者および出席者の人選等を検討する必要があるが、その内容（議事次第、説明資料、発表者、出席者等）について、事前に JICA と協議すること。また、相手国関係者（特に MH）に対してはセミナーとは別に、DF/R の内容を説明する。

6. 業務内容

【第一次国内調査】

(1) 既存の関連資料、情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。

- 世界各国（特にインド、ケニア、タイ等の開発途上国）における農業インデックス保険を含む農業保険の好事例については、既存の関連資料等から、以下の点を抽出し、分析する。
 - 対象農家（小規模農業、中規模・大規模農業）、対象作物（穀物、野菜、果樹、畜産等）の特性が異なる事例を3～5事例程度抽出・分析する。
 - 有効な保険商品の開発に必要となる情報（気象観測施設、農業のゾーニング、生産コスト等）、データ（気象データ、パラグアイにおける農業生産・販売・収入等）、知見（収量に影響を与える要因等）、技術（GPS、衛星等）、商品の普及方法、公的支援の有無等。
- 途上国においては、気象等の農業関連データが十分に整備されていないことが多いため、そのような場合に、どのような情報を活用しているのか。
- 農業インデックス保険の再保険会社の有無についても確認。
- 上記の検討結果を踏まえ、世界各国（特にインド、ケニア、タイ等の開発途上国）におけるインデックス保険を含む農業保険の好事例について、JICAと協議の上、第一次現地調査時の好事例を有する国の現地調査の要否および調査対象国を決定する。

(2) IC/Rの説明・協議

上記（1）の結果をとりまとめてIC/Rを作成し、内容についてJICAと協議を実施し、協議結果を踏まえてレポートの内容を修正する。

【第一次現地調査】

(3) IC/RをJICAパラグアイ事務所および相手国関係者に説明する。MHからIC/Rに対してコメントがあれば反映し、修正後のIC/RをJICAに提出する。

(4) パラグアイの農業セクター、特に小規模農業についての基礎情報に係る以下の情報を収集する。

- ① 主要農産物、農家数、農家規模、技術レベル、地域特性、作付サイクル、流

通手段、公的・民間資金源、技術支援の有無等。

- ② リスク要因（降雨、気温、その他天候異常、病虫害、価格等）。
 - ③ 小規模農業における、農業保険を含む公的および民間によるリスク軽減策にかかる情報。
 - ④ パラグアイにおける農業保険市場にかかる情報収集および分析（農家数、生産額等からおよその市場規模、市場特性、農業インデックス保険の販売会社となりうる国際・現地保険会社、再保険会社の有無等）。特に、農業インデックス保険を含む農業保険の普及を阻害する要因については、精緻に分析を行う。
 - ⑤ パラグアイにおける従来型の農業保険に関連する組織および法制度にかかる情報収集および当該組織の技術・実施・財務能力等にかかる分析を行う。
 - ⑥ パラグアイにおける衛星情報を含む農業・気象等データの入手可能性を確認し、収集する。
- (5) 世界各国（特にインド、ケニア、タイ等の開発途上国）におけるインデックス保険を含む農業保険の好事例について、(1)で決定した国における調査を実施する。なお、当該調査はパラグアイでの調査の復路（または往路）において実施することを想定している。
- (6) 第一次現地調査結果についてとりまとめ、JICAパラグアイ事務所及びMHIに報告する。
- 【第二次国内調査】
- (7) 第一次現地調査の結果について、JICAに報告する。
 - (8) 第一次現地調査において収集した情報および世界各国（特にインド、ケニア、タイ等の開発途上国）におけるインデックス保険を含む農業保険の好事例について、情報の整理及び分析を行う。
 - (9) 保険商品販売チャネル等、パラグアイにおける農業インデックス保険の普及策を検討する。
 - (10) 上記(9)の普及策に対する公共政策あるいは民間による支援の必要性を分析する。
 - (11) 上記(10)を踏まえた公共政策に対する有償資金協力によるJICAの支援の方向性の分析・提案する。
 - (12) 第一次現地調査の結果および第二次国内調査の分析を基に、DF/Rを作成する。
 - (13) 作成したDF/Rの内容についてJICAと協議を実施し、協議結果を踏まえてレポートの内容を修正する。修正後のDF/RをJICAに提出する。

(14) 第二次現地調査の工程および成果報告セミナーの内容を検討する。

【第二次現地調査】

(15) 成果報告セミナーの内容をJICAパラグアイ事務所および相手国関係者に説明する。

(16) 相手国関係者向け成果報告セミナーを開催する。

(17) DF/Rの内容について相手国関係者に説明する。MHからはDF/Rの内容についてコメントを得る。

【第三次国内調査】

(18) DF/Rへのコメントや成果報告セミナー開催時に得られた情報等を反映し、F/Rを作成する。

(19) F/R内容についてJICAの合意を得た上で、F/RをJICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。なお、本契約における成果品はF/Rとする。また、DF/RおよびF/Rには要約を付ける。

また、IC/RおよびDF/Rに対してはMHからのコメントを取得し、DF/Rへのコメントに対しては、F/Rに反映させる。

また、西文報告書については、必ず事前にネイティブチェックを行うこと。

1) IC/R

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等。

提出時期：業務開始後2週間以内

部 数：和文2部・西文6部（簡易製本）

2) DF/R

記載事項：調査結果の取りまとめ

提出時期：第一次現地調査終了後1.5か月を目途

部 数：和文4部・西文8部（簡易製本）、要約版 和文3部、西文8部（簡易製本）

3) F/R

記載事項：業務結果の全体成果

提出時期：2016年7月上旬頃

部 数：和文4部・西文8部（製本）、要約版 和文3部、西文8部（製本）、
CD-R 和文4部・西文8部

なお、CD-Rには、データベースとして活用できるよう、本業務で入手した全ての資料・データ等を格納すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

下記の工程表のとおり、2016年2月上旬より業務を開始し、2016年7月上旬を目途に業務を終了する。業務工程及び各報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

	2015 年度			2016 年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
国内作業	■	□	□	■	□	□	■
現地作業	□	□	■	□	□	□	■
報告書提出時期							
インセプションレポート		■					
ドラフトファイナルレポート					■		
ファイナルレポート						■	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 5.6 M/M（現地業務：約 3.0 M/M、国内作業約 2.6 M/M）

なお、インド、ケニア、タイ等の第三国への調査を行う場合、パラグアイでの現地調査の業務量を充てることを想定し、M/M、日当、宿泊料等の数量増は想定していない。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より効果的・効率的な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

指示書に記載された格付け目安を超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

- 1) 総括／農業保険市場（2号）
- 2) 農業セクター分析（3号）

（3）通訳の配置

現地調査時の日西ないし英西通訳については、現地傭上を可とする。

3. 現地再委託

本業務において現地再委託は特に想定していないが、パラグアイ農業および気象データ等の確認に付随する作業等、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提

案し、見積もりに含めること。

4. パラグアイ政府による便宜供与

第2 5. (2) 5)のとおり、JICAは2015年10月に本業務の実施についてパラグアイ政府と覚書を締結しており、当該覚書に基づいて同政府からは以下の便宜供与が行われる。

- MHが有する本業務に関連する情報の提供
- 本業務に関連する他機関との調整
- カウンターパート職員の配置

5. 配布資料

特に無し。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパラグアイ事務所、MH等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAパラグアイ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意する。また現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上